

令和6年第4回定例会（第4号）

令和6年12月12日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第51号 七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第52号 七飯町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第53号 七飯町手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 七飯町地域センター条例等の一部改正等について
- 日程第 7 議案第55号 空き地の環境保全に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第56号 七飯町営住宅の設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第57号 七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第59号 指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第12 議案第60号 令和6年度七飯町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第61号 令和6年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第62号 令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第63号 令和6年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第64号 令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第65号 令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 発議案第12号 七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第19 発議案第13号 特別委員会設置に関する決議
- 日程第20 請願第 1号 七飯町体育館整備基本計画の取り下げを求める請願書
- 日程第21 請願第 2号 〈七飯町体育館整備基本計画〉の全面撤回と再検討を求める請願書
- 日程第22 請願第 3号 体育館建設計画は白紙に戻し、見直しを求める請願書
- 日程第23 発議案第14号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

午前10時00分 開会

開 会 宣 言

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

池田誠悦議員から本日の会議に遅参する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、

11番 上野武彦 議員

13番 川村主税 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（木下 敏） 日程第2 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、氏名、千島忠雄氏で、住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、固定資産評価審査委員会委員であります千島忠雄氏が令和7年1月31

日で任期満了となることから、引き続き千島氏を選任したく提案するものでございます。

千島氏は、大中山交通安全協会会長、大中山町内会連合会会長、国民健康保険運営協議会委員、豊田地区道営換地委員会委員などの要職を務められ、周囲の信望も厚く、税に関する知識や固定資産税評価についての豊富な識見を有しており、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。

また、平成22年2月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍されていることは御承知のことと存じます。

よって、同氏を適任と考え選任したいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。御同意ください。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営規程第111項により、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

日程第3

議案第51号 七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第51号七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、議案第51号七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの条例改正ですが、1の改正理由として、令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「法」と言わせていただきますが、この法が改正されます。

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、上記、法の改正に伴う関係条文の整備が必要であることから、一部改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、法第2条第8項が新設され、現行の第2条第8項から第15項までが1項ずつ繰り下がることに伴い、法を引用している条項の項番号を修正するという単純な文言の整理でございます。

最後に、3の施行期日でございますが、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係

る関係者の利便性の向上を並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に規定する日から施行します。

以上、条例改正の概要となりますが、改正の新旧対照表につきましては、次の2ページ、資料2のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第51号七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明となります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第51号七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第52号 七飯町税条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第52号七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子） それでは、議案第5

2号七飯町税条例の一部改正について提案説明申し上げます。

議案関係資料にて説明いたしますので、資料3ページの資料3、七飯町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの法律を以下「法」と言います。法が改正されることに伴い、七飯町税条例中の引用条項について改正を行うものです。

また、地方税法第443条及び七飯町税条例第80条に定める軽自動車税の納税義務者である当該軽自動車の所有者又は使用者が、交付された標識（ナンバープレート）を毀損又は亡失した場合において、その原因が故意又は過失に基づくときに納める標識弁償金については、実費を納めることとしていることから、令和7年4月1日届出分からの弁償金額を実費相当額に改めるものです。

2、改正内容。

(1) 町民税関係等。

法の引用条項が繰り下がることに伴い、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めます。

(2) 軽自動車税関係。

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定について、標識の交付を受けた者の故意又は過失により、当該標識を毀損又は亡失したときの弁償金「200円」を「400円」に改めます。

3、施行期日。

この条例は、上記の各項目について、それぞれ記載された日から施行いたします。

4、経過措置。

改正後の原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付に関する経過措置については、記載のとおりです。

資料の4ページから6ページには、資料4として新旧対照表を添付しておりますので、御参照願

います。

以上、七飯町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております七飯町税条例の一部改正については、詳細な審査を要することから、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第5

議案第53号 七飯町手数料条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第53号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子） 議案第53号七飯町手数料条例の一部改正について提案説明申し上げます。

資料7ページの資料5、七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由。

「第6次行財政改革大綱」中の歳入確保の取り組みとして、税務事務に係る手数料を見直し、これまで無料としていた「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳」の交付手数料を令和7年4月1日から有料化することとし、七飯町手数料条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容は、徴収すべき事項及び金額を

定める第2条関係別表28の項を「土地・建物に関する手数料」とし、「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧及び交付1件につき300円」を加えます。

3、施行期日。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

4、補足事項といたしまして、固定資産台帳の閲覧の手数料を定める七飯町税条例第73条の2において、毎年4月1日から固定資産税第1期納期限まで実施する課税台帳の閲覧期間は、閲覧手数料を徴しないことと定めていることから、当該期間中については名寄帳兼課税台帳を交付する場合のみ手数料を徴することといたします。

資料の8ページに、資料6として新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、七飯町手数料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております七飯町手数料条例の一部改正については、詳細な審査を要することから、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務経済常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6

議案第54号 七飯町地域センター条例
等の一部改正等について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第54号七飯町地域センター条例等の一部改正等についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監兼財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第54号七飯町地域センター条例等の一部改正等について提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町地域センター条例等の一部改正等でございますが、この改正は、現在町が進めております公共施設の再編・再配置計画により見直しの対象となった施設のうち、4施設の再編・再整備等の協議が整ったことから、4施設に関する条例をまとめて一つの一部改正等条例として提案するものでございます。

それでは、議案関係資料7、9ページをお開き願います。

初めに、1の改正理由でございますが、今回見直しする施設については、鶴野地域センター、鶴野会館、精神障害者通所授産施設（ぼぼろ館）及びさくら共同作業所の4施設となり、一つ目の鶴野地域センターは、これまで鶴野町内会が鶴野地域会館として利用されていた鶴野会館を鶴野地域センターに集約し、今後、主たる利用が教育支援センターと地域会館機能となるため、財政課から教育総務課へ所管を変更いたします。

二つ目の鶴野会館は、隣接する鶴野地域センターに地域会館機能を集約することに伴いまして、施設を廃止いたします。

三つ目の精神障害者通所授産施設は、実施する事業内容の変更に伴い、施設名を七飯町就労継続支援施設に変更いたします。

最後に、さくら共同作業所は、施設を廃止し、民間団体等への貸付けを可能とするほか、当該施設に入居する七飯町身体障害者福祉協会は、今回の改正により施設の名称が変わり、就労継続支援施設内へ移転いたします。

次に、2の改正内容でございますが、今回見直しする4施設に関する設置条例の改正となりますが、3施設については条例の一部改正となり、1施設は条例を廃止するもので、まとめて一つの一部改正等条例として提案するものであります。①として、鶴野地域センターの所管を教育委員会とし、管理区分に教育委員会を追加しま

す。また、設置規定に教育支援センターに係る内容を明記します。

②として、これまで5室あった研修室のうち、教育支援センターが使用する研修室1・2と、地域会館機能として使用する研修室3を削除し、研修室4・5を研修室1・2とします。

次に、(2)の地域福祉施設の設置に関する条例の一部改正は、鶴野地域センターに地域会館機能を集約するため、地域福祉施設の設置から鶴野会館を削除します。

次に、(3)の七飯町精神障害者社会復帰施設条例の一部改正は、実施事業から「自立訓練(生活訓練)事業」を削除し、併せて条例の題名及び施設の名称を改正します。

最後に、(4)の七飯町さくら共同作業所条例の廃止は、当該施設に入居する七飯町身体障害者福祉協会が就労継続支援施設内へ事務所を移転することに伴いまして、条例を廃止いたします。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

最後に、4の経過措置でございますが、鶴野地域センターの管理を町長部局から教育委員会へ所管替えすることに伴いまして、必要な経過措置を規定いたします。

以上、ここまでが七飯町地域センター条例等の一部を改正する等の条例の概要となりますが、まとめて改正する4本の関係条例の新旧対照表については、次のページ、資料8からそれぞれ添付してございますので、御参考としていただければと思います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第54号七飯町地域センター条例等の一部改正等について、原案のとおり可決することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第55号 空き地の環境保全に関する条例の一部改正等について

○議長(木下 敏) 日程第7 議案第55号空き地の環境保全に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(村山徳収) それでは、議案第55号空き地の環境保全に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

議案関係資料にて説明いたしますので、資料16ページ、資料11、空き地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、町内の空き地における生活環境を衛生的に保持するため制定された「空き地の環境保全に関する条例」により、町が空き地の所有者等からの申請に基づき雑草等の除去を代行する業務において、町は、その代行業務に係る費用を申請者から徴収(雑草等の除去手数料)し、業務処理については、代行業務を請け負う法人と委託契約を締結し、実施しているところであります。

代行業務を受託する法人より、昨今の物価高騰による影響により今後の業務継続が極めて厳しい状況となっていることから、委託料の増額改正要望を受けており、町では、条例による環境保全施策の維持と代行業務の継続を図るため、雑草等の除去手数料について、所要の料金改定を行うものであります。

2、改正内容についてでございますが、空き地の環境保全に関する条例の「別表」に定める空き地の面積ごとの手数料の額(雑草等の除去手数料)を改定します。

3、施行期日でございますが、令和7年4月1

日から施行します。

なお、議案関係資料17ページでございますが、新旧対照表を添付してございますので御参照願います。

以上、空き地の環境保全に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております空き地の環境保全に関する条例の一部改正については、詳細な審査を要することから、民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第8

議案第56号 七飯町営住宅の設置条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第56号七飯町営住宅の設置条例の一部改正についてについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） それでは、議案第56号七飯町営住宅の設置条例の一部改正について提案説明申し上げます。

議案関係資料にて説明させていただきますので、19ページ、資料13を御覧願います。

七飯町営住宅の設置条例の一部を改正する条例の概要になります。

1、改正理由。

令和5年度施工（繰越明許）町営住宅老朽空家除却工事が完了したことに伴い、耐用年数を経過

した公営住宅の用途廃止を行うため、七飯町営住宅の設置条例の条例別表（1）を改正するものであります。

2、改正内容については、七飯町営住宅の設置条例の条例別表（1）について、本町上台団地の1棟、桜団地の5棟、緑町団地の1棟を削るものであります。

3、施行期日につきましては、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

次のページに、資料14として新旧対照表を添付しておりますので、御覧願います。

以上、七飯町営住宅の設置条例の一部改正について提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第56号七飯町営住宅の設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第57号 七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第57号七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第57号七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

す。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で説明させていただきますので、資料の22ページにございます資料15をお開き願います。

最初に、1の改正理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令等に関する省令が公布されたことに伴い、関係する七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、改正される関係政令等のうち、水道法施行令第5条及び水道法施行規則第9条に規定される布設工事監督者については、関係する条例第3条の関係規定に関する変更を、また同じく改定される水道法施行令第7条及び水道法施行規則第14条に規定される水道技術管理者については、条例の第4条の関係規定に関する変更等について、卒業学校の種別等と履修種別、またそれぞれ水道に関する技術上の実務必要従事年数等について変更を行っております。

なお、次の23ページには、主な改正内容等を一覧にしました資料を添付しておりますので、併せて御参照願います。

また、詳細な改正内容につきましては、資料の24ページから27ページにございます新旧対照表を御参照願います。

最後に、3の施行期日でございますが、令和7年4月1日より一部改正された条例を施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第57号七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第58号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第58号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 議案第58号七飯町公の施設に係る指定管理の指定について提案説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

初めに、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置になります。

施設の名称、七飯町集出荷予冷施設。施設の位置、亀田郡七飯町字中島342番地3。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名になりますが、住所、北斗市本町1丁目1番21号。名称、新函館農業協同組合。代表者指名、代表理事組合長、横道重人氏でございます。

3、管理を行わせる期間でございますが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料28ページを御覧ください。資料17、指定管理者選定経過概要について御説明申し上げます。

公募の開始は8月1日からで、公募要項の配布を農林水産課と町ホームページで行い、周知を町ホームページと町内3か所の掲示板及び町広報誌

で行っております。

公募説明会は8月15日午前10時から開催し、新函館農業協同組合1社が参加されております。

応募登録の申込み期限である8月22日までに、同じく新函館農業協同組合から応募登録の申込みがありました。

指定管理者指定申請書の提出については、提出期限の9月26日までに、応募登録の申込みがあった新函館農業協同組合1社から申請書の提出がありました。

この申請を受け、指定管理者選定委員会が10月10日に開催され、新函館農業協同組合から提出された書類及びヒアリングにより審査を行い、評価した結果、500点満点中386.1点の評価であったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただくものでございます。

提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第58号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第59号 指定管理者の指定事項の変更について

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第59号 指定管理者の指定事項の変更についてを議題とい

たします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、議案第59号指定管理者の指定事項の変更について提案説明いたします。

令和5年12月5日議決の議案第57号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、次のとおり、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称に変更がありますので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

初めに、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更については、「七飯町精神障害者通所授産施設（愛称ぼぼろ館）」を「七飯町就労継続支援施設（愛称ぼぼろ館）」とするものでございます。

次に、2、名称を変更する日については、令和7年4月1日でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 名称の変更ということになるわけですが、これについては、議案第54号で本来質問すべきでしたけれども、ここの精神障害者云々ということが削除された経過理由について、ちょっと理解ができなかったのでお知らせください。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） お答えいたします。

現在、ぼぼろ館の施設については、障害者総合支援福祉法において就労継続支援施設という形で運営をしております。

法律においては、精神障害者に限った形ではなく、ほかの身体障害者の方ですとか知的障害者の方も含めて広く施設を利用することと法律のほうではなっております。

開設当初は、確かに精神障害者に限った形になっておりますが、現状においては、精神障害者に限らず利用が可能な施設となっております。

で、その辺り対外的に誤解がないように、精神障害者の名称を削除させていただくということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 理由は分かりました。

対象を幅広くということなのですが、今までの精神障害者云々という形でやってきた取組の中で、こういった対象者はこの施設をいつまで利用、例えば年齢は何歳までとか、そういう基準があって、それを過ぎたときには社会に出ていけるような状況を目指すというような取組であったのかどうか。そして実態はどうであったのか。それについて、ちょっと分かりませんのでよろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） お答えいたします。

年齢要件については、例えば65歳から高齢者という形になっているので、条件によっては介護保険のほうに移行することも可能でございます。しかしながら、御本人の意向ですとか状況によっては、まだまだ就労を継続したいという方につきましては、65歳以降もこちらの就労継続支援施設の利用は可能という形になっております。

ぼぼろ館で実施しております就労継続支援施設というのは、もちろん社会復帰を目指す側面もありますが、対象者によってはなかなか社会復帰が難しい状況の方もいらっしゃいますので、そういった方々につきましては、特に期限を設けず、就労継続支援については利用することは可能という形になっております。

いずれにしても、今、就労継続支援施設を利用するに当たっては、相談支援事業所の担当の方がケアプランというか計画を作成しておりますので、その計画に基づき、最終的には、町のほうで利用判定、利用決定を行っているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 年齢制限なしに受け入れられているという状況だということですよ。

これまで、こうした施設を利用した方がどのような、例えば就労があったとか、ないとか。それから現在の受入れの……。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員に申し上げます。

内容が、議案からちょっと外れてきているような、一般質問的な発言が多いので、その辺きちっと整理して。もう最後なのですが、ただ分からないことを聞くというための議会ではございませんので、その辺、加味した上で質問を願います。

○11番（上野武彦） こういう状況で、今までやってきた事業と、それから、今回新しく幅を広げて取り組むという状況になっておりますけれども、その違いは、先ほど言っていましたけれども、対象が広がったことによってどのくらいまでの人員が受け入れられるのか。そういった人員のうち、どれだけ社会復帰できるというふうに見越しておられるのか。その辺について、最後をお願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） お答えいたします。

ぼぼろ館の定員については、現在20名を利用定員という形で行っております。そのうち就労継続支援B型という事業については14名、生活訓練、機能訓練ですね、そちらを6名という形で受入れをしている状況でございます。

社会復帰される方の見込みというのは、現状ここ3年間の状況でお話ししますと、社会復帰された方については、いらっしゃらない状況になっております。今12名ほどの利用者がいらっしゃいますけれども、全員が就労継続支援という形でぼぼろ館で就労を実施しているというのが現状になります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第59号指定管理者の指定事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第60号 令和6年度七飯町一般会計補正予算(第6号)

○議長(木下 敏) 日程第12 議案第60号 令和6年度七飯町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監兼財政課長(青山栄久雄) それでは、議案第60号令和6年度七飯町一般会計補正予算(第6号)について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算(第6号)ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,891万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ145億7,262万円とする補正予算と、第2条は、繰越明許費の補正として3事業を追加することについて第2表に、第3条は、地方債の追加及び変更について第3表に定めるものでございます。

それでは、初めに、歳出から御説明申し上げます。11ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして、1点目は、廃棄物等の発生抑制と循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることを基本理念に国が制定した循環型社会形成推進基本法に定める地域計画を策定し、今後の施設整備等に交付金を活用するための計画策定に754万6,000円を追加。

2点目は、リサイクルセンターに設置されている廃プラスチックの圧縮梱包機が設置から24年が経過し、老朽化による故障の頻発や能力低下により作業に支障を来していることから、廃プラスチック油圧式梱包機の更新工事に2,266万円を追加。

3点目は、城岱牧場にある給餌用の送水ポンプ2台のうち1台が故障し、交換時期にあることから1台を更新するほか、非常通報装置の通信ケーブルの経年劣化により使用ができないことから、送水ポンプ設備等更新工事に687万5,000円を追加し、最後に今後の執行見込みによる扶助費の増加や各事業の事務費等の増減分などを補正するものでございます。

最初に、2款総務費1項5目財産管理費の庁舎管理費は、今後の執行見込みにより庁舎電気料に不足が見込まれることから92万円を追加。

6目電算管理費の光ケーブル設置管理費は、現在、西大沼地区で行われております国道5号の拡幅工事により、宿野辺橋の架け替えに伴い支障となる光ケーブル等の移設に、工事負担金として151万8,000円を追加。

2項2目賦課徴収費の徴収事務費は、町の収納代理金融機関である銀行の統合により、宛名・収納システムの更新作業が必要なことから、委託料に52万8,000円を追加。

5項1目統計調査費は、国からの通知により、統計調査員の報酬や消耗品などを算定する基準額が増額改定となったため、報酬と需要費を合わせ19万8,000円を追加。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費の社会福祉総務費は、福祉灯油助成事業の申請件数が増加しており、今後も同様に推移すると見込まれることから50万円を追加。国民健康保険特別会計繰出金は2,813万円を追加。重層的支援体制整備事業費(包括支援)は、現在実施している生活支援サポーター養成研修の受講者が増加しており、また介護予防サービスの計画策定件数も増加していることから、それぞれの委託料に合わせて30万6,000円を追加。

2目高齢者福祉費の介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増加分と事務費繰出分の増加分を合わせ、87万3,000円を追加。

3目高齢者医療助成費は、北海道後期高齢者医療広域連合からの通知により、広域連合を維持する療養給付費の変更決定に伴い負担金及び特別会計への繰出金が減額となり、事業合計で4,020万4,000円を減額。

13ページに移りまして、4目障がい者福祉費は、就労継続支援等の利用者数及び利用日数の増加や更生医療公費負担額の増加、報酬単価の改正等による扶助費の増加で、11節役務費から19節扶助費まで、合わせて1億6,727万3,000円を追加。

5目障がい者医療助成費は、今後の執行見込みにより、重度心身障がい者医療助成扶助費に965万1,000円を追加。

6目社会福祉施設費の社会福祉施設指定管理費は、ぼぼろ館の処遇改善加算の増額見込みにより、福祉・介護職員処遇改善加算分負担金に34万円を追加。

2項1目児童福祉総務費の児童福祉総務費は、当初の予定人数を超える対象児童数の増加により、障がい児保育事業委託料に963万6,000円を追加。児童福祉総務費（特別給付金）は、前年度に交付を受けた子育て世帯生活支援特別給付事業の精査に伴う返還金で94万3,000円を追加。児童手当支給費も同様に、前年度の事業精査に伴う返還金で12万4,000円を追加。

2目児童措置費の子ども・子育て支援給付事業費は、保育給付費の積算の基礎となる公定価格単価の改定を見越し、今後の執行見込み分により、保育所運営委託料から地域型保育給付費委託料まで、合わせて9,686万6,000円を追加。

次に、4款衛生費1項2目予防費の母子保健疾病予防等対策費は、15ページに移りまして、子宮頸がんワクチンを接種する希望者のうち、今年度は町と委託契約を締結する医療機関での接種者が減少し、委託契約外の医療機関で接種する希望者が多いことから、契約医療機関に支払う予防接種委託料27万4,000円を減額し、同額を契約外医療機関に支払う予防接種立替払分補助金に27万4,000円を追加する組替え補正を行います。次に、成人保健対策費は、当初の見込みから、基本健康診査及び後期高齢者健康診査の受診者数が共に増加していることから、委託料に合わせて140万3,000円を追加。

3目環境衛生費の有害鳥獣対策費は、残雪期の捕獲促進事業、春グマ駆除などに出動する鳥獣被害対策実施隊員費用弁償に13万2,000円、

電波法の改正に伴い、デジタルアナログ簡易無線機のデータ書換作業が必要なことから27万5,000円を追加し、事業合計で40万7,000円を追加。火葬場及び墓地管理費は、今後の執行見込みにより、燃料費（灯油）に30万7,000円を追加。

6目健康センター管理費は、同じく今後の執行見込みにより、燃料費（灯油）と電気料合わせて83万8,000円を追加。

2項1目清掃総務費の廃棄物対策費は、前段で御説明申し上げました循環型社会形成推進基本法に定める地域計画を策定する委託料に754万6,000円を追加し、計画策定期限を令和7年9月末までとしていることから、令和7年度への繰越明許費を設定いたします。

2目塵芥処理費の廃棄物対策費は、同じく前段で御説明申し上げましたリサイクルセンター廃プラスチック油圧式梱包機の更新工事に2,266万円を追加し、更新工事の完了期限を令和7年9月末までとしていることから、令和7年度への繰越明許費を設定いたします。

次に、5款労働費1項1目労働諸費は、町内の3事業所で当初の見込み以上に特定求職者が雇用されたことにより、特定求職者雇用支援補助金に35万円を追加。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費の農業支援対策事業費は、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、果樹防除組合にスピードスプレーヤーを導入する補助金に660万円を追加するほか、水田を畑地化し、畑作物の本作化に取り組む水田所有者への支援補助金など、事業合計で2,491万3,000円を追加。

17ページに移りまして、4目農地費の国営農業基盤整備事業費は、事務委託に関する協定により、2市1町で負担する国営造成施設の負担割合が変更となるため、国営造成施設管理体制整備事業負担金に1万6,000円を追加。

5目町営牧場運営費は、前段で御説明申し上げました城岱牧場の送水ポンプ設備等の更新工事に687万5,000円を追加し、更新工事の完了期限を令和7年5月中旬としていることから、令和7年度への繰越明許費を設定いたします。

また、城岱牧場の今年度の放牧期間が終了したことによる不用額の減額分を合わせて56万1,000円減額し、事業合計で631万4,000円を追加いたします。

次に、7款商工費1項4目道の駅管理費の道の駅指定管理費は、浄化槽の前処理設備保守管理業務委託料に72万1,000円を追加し、浄化槽の適正化工事などの完了に伴う入札執行残の減額分を合わせて177万8,000円を減額し、事業合計で105万7,000円を減額いたします。

次に、8款土木費2項1目道路橋りょう維持費は、道路側溝のグレーチングなどの道路付属物の修繕料に50万円を追加。

5項1目住宅管理費の公営住宅管理費は、現在入居中の町営住宅において、設備等の修繕が必要な箇所があり、また今後の執行見込みによる少額修繕の予算が不足していることから、公営住宅小破修繕料に157万6,000円を追加。

19ページに移りまして、次に、10款教育費1項2目事務局費のスクールバス運行費は、全国的に不足するバス運転手の確保のため、人件費の増額等により、スクールバス運行業務委託料に429万6,000円を追加。

4項2目文化振興費の公民館管理費から、3目社会教育施設振興費の文化センター管理費、4目文化財保護費の歴史館管理費まで、いずれも今後の燃料費及び電気料の執行見込みにより、合わせて198万6,000円を追加。

5項1目保健体育総務費のスポーツ合宿事業費、その下の東大沼多目的グラウンド管理費は、合宿事業の受入れが終了したことによる減額及び入札執行残の減額分で、それぞれ67万円、72万4,000円を減額いたします。

最後に、2目学校給食費の学校給食センター運営費は、給食運搬車の修繕料に25万5,000円、ボイラー室給湯配管の修繕料に39万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

歳入予算の補正額の説明となりますが、このたびの補正予算は、歳出予算の補正に伴う歳入予算

の過不足を補正するものとなっておりますので、歳出予算において説明をしているものについては説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、10款1項1目地方交付税は、このたびの補正予算に伴う収支調整分として普通交付税に1億100万円を追加。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の社会福祉費負担金は、福祉・介護職員処遇改善加算分負担金に歳出と同額の34万円を追加。

13款使用料及び手数料1項3目農林水産使用料は、収入額の確定により町営牧場使用料で245万4,000円の減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定等負担金に199万6,000円を追加。歳出の障がい者福祉費、扶助費の増額補正に伴う国庫負担分として、障がい者自立支援医療費負担金から障がい児通所給付費等負担金まで、合わせて8,340万円を追加。2節児童福祉費負担金は、保育所運営委託料、施設型給付費委託料、地域型保育給付費委託料の増額補正に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金に5,553万円を追加。

2項2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、歳出の重層的支援体制整備事業費包括支援の増額補正に伴い、重層的支援体制整備交付金に11万7,000円を追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金の1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定等負担金に831万9,000円を追加。歳出の障がい者福祉費、扶助費の増額補正に伴う道負担分として、障がい者自立支援医療費負担金から障がい児通所給付費等負担金まで、合わせて4,170万円を追加。後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、1,231万2,000円の減額。2節児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金に2,118万4,000円を追加。

2項2目民生費道補助金の社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療給付事業補助金に180万4,000円を追加。重層的支援体制整備交付金に5万8,000円を追加。

4目農林水産業費道補助金の農業費補助金は、今年度果樹防除組合が導入するスピードスプレーヤーの購入に伴う北海道からの補助金で、地域づくり総合交付金に660万円を追加。土地改良区決済金等支援補助金は、歳出と同額の1,826万円追加。

9ページに移りまして、7目商工費道補助金の商工費補助金は、道の駅の浄化槽適正化事業に伴う北海道からの補助金で、地域づくり総合交付金に2,470万円を追加。

3項1目総務費委託金の統計調査費委託金は、各種指定統計調査委託金に歳出と同額の19万8,000円を追加。

18款繰入金2項1目介護保険特別会計繰入金は、歳出の重層的支援体制整備事業費包括支援の増額補正に伴い、2万2,000円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度事業の精算に伴う国庫支出金等の返還分のほか、このたびの補正予算の収支調整差額分として、前年度繰越金に168万5,000円を追加。

20款諸収入4項1目衛生費受託事業収入の保健衛生費受託事業収入は、歳出の成人保健対策費の後期高齢者健康診査委託料の増額補正に伴い、後期高齢者健康診査受託事業収入に55万6,000円を追加。

5項4目雑入は、城岱牧場の収入額の確定により、ダニ予防対策経費負担金で63万7,000円、飼料給餌費負担金で10万3,000円をそれぞれ減額。機構集積協力金交付事業補助金返還金に5万3,000円を追加。

21款町債1項2目衛生債の清掃債は、リサイクルセンターの廃プラスチック油圧式梱包機の更新工事に伴う地方債として1,690万円を追加。

最後に、7目商工債は、当初地方債を充当して整備を行う予定の道の駅浄化槽適正化事業に北海道の地域づくり総合交付金が採択されたことから、地方債発行額を2,000万円減額するものでございます。

最後に、3ページにお戻り願います。

初めに、第2表は、繰越明許費の補正でございます。新たに3事業を追加するもので、4款衛生

費2項清掃費の循環型社会形成推進地域計画策定委託料に754万6,000円。

同じく、4款衛生費2項清掃費のリサイクルセンター廃プラスチック油圧式梱包機更新工事に2,266万円。

6款農林水産業費1項農業費の城岱牧場送水ポンプ設備等更新工事に687万5,000円を追加し、令和7年度の繰越事業として実施するものでございます。

次に、第3表の地方債補正でございます。

初めに、1の追加となるのは、廃棄物再生利用中間処理施設整備事業で、限度額を1,690万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、議案記載のとおりでございます。

次に、2の変更となるのは、道の駅整備事業で、事業完了及び特定財源の振替により、限度額を4,110万円から2,110万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前の条件と同じとするものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 質疑は、休憩後にしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第60号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑を許します。

中川友規議員。

○9番（中川友規） まず何点か。

総務費の光ケーブルの関係で教えてもらいたかったところなのですけれども、記憶の中では、光ケーブルの管理というか、あれは民間企業に譲渡といいますか、やったような記憶があったのですけれども、その辺の確認です。

あと、衛生費の中の有害鳥獣対策費で、隊員の費用等が出ているのですけれども、これはいいの

ですけれども、昨今、北海道の関係で、ハンターと警察がいろいろな経過があって、出動する、しないとかというニュースが出ていますので、七飯町においては、警察と北海道と町とハンターで協議をして、今後ちゃんと業務ができるのかどうかということ。

それと、商工費の前処理槽の72万1,000円の内容も教えていただきたいなということ。

あと、減額になっている地下水対策工事、適正化工事も含めて112万8,000円とかということだったので、これの内訳。

あと、歳入のほうで、道の駅の整備2,000万円減ということで、北海道のほうから、地域づくり総合交付金のことだと思うのですけれども、これが歳入で入ってくるからと私は捉えたのですけれども、その内訳、以上です。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 私からは、光ケーブルの設置管理費の補正についてお答えします。

光ケーブルの譲渡なのですけれども、9月議会で議決いただきまして、来年4月1日付で譲渡するものとなりますので、今年度いっぱいはこのような経費が発生するものでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收） それでは、一般16ページの有害鳥獣対策費に関連してでございますが、昨年、議会と北海道からヒグマ対策の形で道警に要望を出していただいた関係で、今年度5月に、町、振興局、駆除会で、函館中央署にお互いの意見をという形でいろいろ学習会を開催してございます。

そういったところで、現在、新聞報道等で道内各地のいろいろなニュースがありますが、七飯町の駆除会においては、そこまでは至ってなくて、連携を取りながら今後も実施していけるというふうになってございますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 商工費の浄化槽前処理施設補修業務の72万1,000円の内容でございます。

これにつきましては、11月15日に前処理槽の設置が完了しまして、そこから発生する3月末までの保守管理業務委託料ということで計上させていただきます。

内訳としましては、酵素剤処理をするという前処理槽の機能になりますので、酵素剤の消耗品、これは単価3万円のものに対して12月から3月末までの4か月分。そして保守管理としまして、月3万5,000円の4か月分。あと、清掃業務で抜き取りも行っていかなければならないということで、その分の内訳としまして15万円。機能性を測るための水質検査については、抜き取りを入り口と出口の部分のそれぞれ1か所ずつ計2か所を4回分計上させていただいて、この4か月分で72万500円という予算計上させていただいております。

また、工事請負費の浄化槽適正化工事の54万4,000円の減額でございますけれども、予算減額5,000万円に対しまして、契約済額が4,945万6,000円ということで、54万4,000円の執行残として減額補正をさせていただいております。

また、地下水対策工事につきましては、予算現額294万3,000円の計上をしておりましてけれども、実際に契約に至ったのは181万5,000円ということで、契約執行残ということで112万8,000円を減額させていただいた内容でございます。

歳出部分については、以上です。

○議長（木下 敏） 行財政改革担当統括監兼財政課長。

○総括監兼財政課長（青山栄久雄） このたび、道の駅の浄化槽適正化事業におきまして、北海道からの地域づくり総合交付金が採択されました。

北海道地域づくり総合交付金につきましては、町では6件の補助申請を行っております。これは北海道については枠がありますので、これが当たるかどうかというのは1件ずつの審査になりまして、ハード系事業については、先ほどの果樹防除組合が導入しましたスピードスプレーヤー、ハード事業のもう1件については、道の駅浄化槽整備事業が今回採択されたことから、ソフト系事業で

は3点、金額は小さいのですが、これらの額が補助申請を受けて補助決定されております。総額では3,254万4,000円の内訳のうちの一つとして、道の駅浄化槽の整備事業が2,470万円の事業採択されたということになります。

この内訳につきましては、適正化工事と実施設計委託料の合計が4,941万2,000円。これは、補助申請した段階における事業費で、その後変更契約に伴いまして100万円ちょっとぐらい増えましたけれども、締切り時点では4,941万2,000円のハード系事業の補助申請額に対して、その2分の1の2,470万円が該当したということになります。

内容につきましては以上ですけれども、これが事業の確定に伴いまして、当初、道の駅整備事業として7,095万6,000円からスタートしたものが、補正を経まして7,552万4,000円になりましたけれども、これの内訳としましては、当初、財政調整基金からの繰入金、地方債として4,110万円、一般財源として542万4,000円で組んでいったものが道の補助金の2,470万円の増額に伴いまして、事業精査に伴いまして地方債の減額を行ったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 道の駅の前処理の72万1,000円ですけれども、前処理の機械をつけて3月まで新たに管理ということは理解できるのですけれども、この清掃だとかというのは、今までの清掃とは別で、今度新たにやらなければならない前処理槽の清掃業務が増えたという解釈でいいのか。

あと、歳入の関係で、地域づくり総合交付金が道の駅の整備事業で入ったということで、2,000万円ということになっているのですけれども、道の補助金というのは、補助金と言いますか、本来であれば、浄化槽の整備のために使うというのは非常に、もったいないと言ったらおかしいですけれども、地域づくりの同じ道の駅の整備にしても、明るい整備事業に使えた本来の補助事業なのではないのかと。

要は、道の駅で今起きている不具合のものの事業に対して、こういう補助を使うというのは、本当はどうかと。もっと本当に町の活性化になるようなもののために、手を挙げてエントリーして、その補助というのを生かしていくべきではないのかなと。

ただ、実際こうやって何だかんだ町のほうも不具合を直すために予算はかかりますので、それをどうにかしたいという気持ちは分かりますけれども、本来であれば、もっと町の活性化につながる補助金を、道の駅の不具合のために使うということは、いかがなものかなというふうに思いますけれども、その辺についてどう考えていますか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 前処理槽の清掃という部分でございます。

これまで浄化槽単体で運用してきた流れでございましたけれども、今回新たな機能性として前処理槽が加わったと。そこも当然、処理分解することになるものですから、そこに発生する汚泥を抜き取らなければならないという経費がこれまでの浄化槽のほかにプラスアルファで加わるということで、この経費が上乘せになるという形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 議員おっしゃるとおり、地域づくり交付金につきましては、例えば、ほかの歳出にもありました農業施設の整備の部分ですとか、あと土木の配水整備だとか、福祉灯油とか、そういう前向きなといいますか、そういうものに本来使っていければというものだと考えておりますけれども、今回、道のほうに問い合わせした結果、こういう浄化槽の改修ということで使えるということでございましたので、今回使わせていただきましたけれども、今後は、議員おっしゃるとおり、そういう前向きな施設整備等に活用すべきだと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
神崎和枝議員。

○2番(神崎和枝) 歳出の一般13ページ、児童福祉費のところ、先ほど説明がありました委託料ですけれども、児童福祉総務費の委託料が963万6,000円増になっているということで、人数が増えた分ですということなので、ちょっと心配しているのですけれども、どのくらいの人数が増になっているのか。

また、障がい者の方の面倒を見てくださっている施設は何施設あるのか。それを教えていただきたいと思います。

○議長(木下 敏) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(川崎恵子) 私のほうからお答えさせていただきます。

こちらの障がい児保育事業委託料に関しては、当初予算の設定時には、これまでの平均の人数の9名ということで積算しておりました。それが令和6年度の現時点では、20名のお子さんが対象になっております。

そちらの施設はどのぐらいの施設なのかということなので、今手元に資料がないのですけれども、町内の保育園の何園かがそれぞれ受入れをしております。

委託料なので、児童1人につき、月額7万4,120円が支払われますので、人数掛ける12か月分ということで、20名に増えたので、その分の差額を今回増額補正として計上させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

○議長(木下 敏) 神崎和枝議員。

○2番(神崎和枝) びっくりしまして、11名増だということで。何歳から。保育ですから小さいお子さんから学校に上がるまでかなと思うのですけれども、その辺り、もし把握してましたら教えてください。

○議長(木下 敏) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(川崎恵子) お子さんに関してはゼロ歳から5歳、年少から年長までいるのですけれども、主に3歳以上で、発達の特性とか遅れに気づくのが、やっぱり乳幼児以降というか2歳以降が多いので、そちらのお子さんが中心となっております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほか、質疑ございませんか。

田村敏郎議員。

○7番(田村敏郎) 何点か。

まず16ページの労働諸費、特定求職者の関係で35万円の補正ですけれども、単価と人数と企業数、それぞれどういう内訳なのかを教えてください。

それから、20ページのスクールバス運行費。これは人件費というようなことを聞いたのですけれども、429万6,000円の内訳をもう少し詳しく教えてくださいということ。

それから、東大沼多目的グラウンドの72万4,000円の減額理由を教えてくださいと思います。

○議長(木下 敏) 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(岩上 剛) 労働諸費でございます。

特定求職者雇用支援補助金の35万円でございますけれども、これにつきましては、町内在住の高齢者、障がい者、母子・父子家庭の父母等、求職が困難とされる方、考えられる方を雇用した町内事業者に対して、国の補助金の上乗せを町のほうで補填させていただいている内容でございます。

質問にありました金額でございますけれども、上期と下期に分かれて支払われることとなりますけれども、長期の方(常勤雇用)につきましては、1人採用することによって事業者に上半期で10万円、下半期まで継続されるのであれば、さらに10万円という形です。短期の場合には、主にパート単位で、短時間で働かれる方を採用した場合には、1人当たり上期5万円、下期5万円ということで、それぞれ区分で支出しております。

また、人数でございますけれども、実績としまして、上期分で4名、そして下期で想定されるのが5名ということで、当初予算額として50万円計上しておりましたけれども、上期で実績として40万円を既に支出しておりますので、下期で想定される見込みの人数を積算しまして、45万円がかかるだろうということで、差引き35万円の追加補正をさせていただいている内容でございます。

す。

また、企業数につきましては、今のところ3社を実績として押さえているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

スクールバスにつきましては、こちらのほうで昨年度予算を計上するに当たって、参考見積り等を取りながら計上してきたところです。

ただ、その後、毎日のように報道された時期がございましたが、2024年問題に係るバス運転手不足により、様々な地区で運賃の増額、もしくはバスの大幅減便という状況が聞こえてまいりました。

私ども、契約に当たりまして、そういった情報を入れながら積算を改めてしていったところ、当初の予算計上の金額をちょっと超えてきたということで、4月にスクールバスはもう運行するものですから、その辺は、通常1年間契約ということでしておりますけれども、予算の範囲内ということで12月までのまず契約とさせていただきます。

今回、当初積算より31%ぐらい単価が上がってしまっている状況でございます。そういうことで、これからの1月から3月の3か月分を、今までの4月から12月の契約と同じ金額で、単純に不足した期間を補正計上をさせていただいて、その金額で3月までの変更契約をさせていただくということで、この形で補正計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） 私のほうから東大沼多目的グラウンド維持管理委託料についてお答えいたします。

こちらの委託につきましては、トルナーレの委託でございますが、町内業者3社で入札させていただきました。予算額1,887万4,000円に対して、契約額1万8,150円ということで、差額の72万4,000円を計上させていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 特定求職者の関係ですけれども、3社ということで、前年度はほとんどなかったような記憶があるのですけれども、今年度これだけ増えているという流れの中で、2市1町それぞれ連携してやっているはずなのですけれども、やはりこういう傾向というのは、2市のほうの人員が増えるという傾向にあるかどうか。それを教えていただきたいと思います。

それから、スクールバスの関係で、429万6,000円というのは、あくまでも人件費という押さえでよろしいのでしょうか。

それから、それならそれでいいのですけれども、1月から3月の分なのか、そこら辺の説明が私分からなかったものですから、もう少し詳しくお願いします。

私が聞いた範囲では、1月から3月までの人件費だと。4月から12月云々と言っていますけれども、実際四百二十何万円というのが、人件費のいつからいつまでの分なのか。もう一回、説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 特定求職者の支援補助金の関係でございます。

手持ちに、前年度の実績がなかったものですから、正確な答弁をしたいというふうに考えますので、暫時休憩をお願いできればと思います。

○議長（木下 敏） それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第60号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を続けます。

田村敏郎議員の質疑に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

特定求職者雇用支援補助金の関係でございますけれども、この事業につきましては、七飯町として令和5年度から予算化して国の上乗せ部分として補助している内容でございます。

令和5年度の実績でございますけれども、1社、1名の実績でございます。短時間労働ということで5万円の決算額の実績としてございます。

また、2市1町で、この内容を合わせて国の上乗せで行っておりますけれども、条件、金額ともに足並みをそろえる形で支援させていただいている状況でございます。

ちなみに、函館市、北斗市ともにこの事業については令和2年度から行っているということで、七飯町は令和5年度から開始して、現在に至っていると。今後も支援のほうを継続して進めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁申し上げます。

まず、429万6,000円が人件費に当たるのかという内容でございますけれども、これは、バスを登校時から下校時、そして部活終了時まで走らせるという内容になっておりまして、運転手を含めて、バスを1日借り上げるような形になってございます。

そこで、1日当たりの単価を積算して、そして学校の課業日、何日運行したかということでお支払いをしているところでございます。

そこで、最初に御答弁申し上げたとおり、単価が予算計上時よりも約31%増となったため、最終的に1年間通しますと委託料が不足となってまいりますので、不足分を補正計上させていただいたということになります。

1日当たりの単価で積算しておりますので、単価上昇分は、現在のバス運転手不足からの運転手確保ということを考えますと、単価上昇は人件費、いわゆる待遇向上分が大きく含まれると考えております。

次に、1月から3月の契約の関係でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたとおり、単価契約となっております、4月の契約時に最

新の状況で積算したところ、当初予算を超える可能性が非常に高いとこちらのほうで判断しました。通常、1年間契約となるころ、予算の範囲内ということで、予算の根拠ないまま契約できませんので、期間を短縮して4月から12月までの契約とさせていただいたところです。

今回、委託料全体で不足する分を今回補正計上させていただいて、議決をいただいた後に、4月の契約時と同じ単価で、期間を変更して3月までの契約としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） まず、特定のほうですけれども、七飯町の場合は3社と、先ほど答弁ありましたけれども、どんな業種なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

それから、七飯町、北斗市、函館市は、長期の場合10万円、そしてパートというか短期の場合は5万円という上乗せをするのだという話ですけれども、実質そうなると、国が幾らで、七飯町の長期の場合はプラス10万円という考え方でよろしいかどうか。

そして、手続はハローワークでやるのか、それとも直接役場が窓口となって、その業者に振り込むといたしますか、申請を上げてもらうと思うのですけれども、そこら辺の手続を簡単に教えていただきたいと思います。

それから、スクールバスのほうですけれども、429万6,000円ですか。これは登校から下校まで1日借り上げて開校した日にちという積算だという話ですけれども、実際、1日当たりの単価はどういう積算しているのか。そこを教えてください。

それから、単価契約は分かります。開校日で掛ければ幾らということ。実質、予算不足だという話ですけれども、4月に遡ってという意味なのか、新年度の4月の単価を想定してということなのか。1月から3月までの単価の設定というのは、4月云々と言っていました、その4月というのは、新年度の4月ではなくて、いつの4月を言っているのか分からないのですよね。

31%増になっているという形になると、4月

から12月、1月から3月、どこの時点なのか。4月から12月の計算でいけば、31%上がっているので足りませんということは、そのとおりだと思うのですけれども。

単価契約で1日に大体幾らを見ていて、その内訳というのは人件費ですか。これで1日当たりということは、人件費だけでなく、いろいろな油だとかも見ていっているのではないかと思うのですけれども、1日当たりの積算内訳といいますか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 特定求職者の関係でございます。

まず、実績としてあります業種につきましては、製造業ということで、主に食品製造業の事業者に対する申請が実績としてございます。

また、国の助成内容、制度でございますけれども、これについては、様々な求職困難の区分がございまして、例えば母子家庭の場合、そして高年齢者等の場合には、上期、下期それぞれ30万円で1年間で合計60万円。身体・知的障がい者の方につきましては、四半期ごとに30万円ということで1年間で合計120万円。重度障がい者等になりますと6期になりまして、1期当たり40万円ということで年間240万円で、概要としましては、それだけの国の補助内容になります。

それに対しまして、2市1町の上乗せ分として、常勤に対しましては、上期10万円、下期10万円、年間20万円。短期については、上期5万円、下期5万円の1年間で10万円ということでございます。

また、手続の内容につきましては、これはあくまでハローワークの窓口、紹介を受けた雇用者に対して雇用主が国の支給決定通知を基に支給決定されましたという証明を添付していただいて、町のほうに申請を出していただいて、支給をさせていただくという流れとなっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

まず、単価の考え方というか積算でございます

けれども、こちらは運輸局で公示されて金額が決まっております。1日の借上げの場合の金額の出し方というのが出ておりますので、それは、いわゆる想定される走行キロ数、何キロ走るかというキロ数の単価、そして時間の単価、何時間使うということで時間単価。それをこちらで計算して足したものが単価となるというような考えでございますので、こちらは当然、人件費が大部分を占めると思いますが、当然、燃料費とかといったものも加味されて積算されているというような形でございます。

こちらの単価もいろいろありまして、以前までは上限、下限ということで、範囲内で決めなさいと運輸局で示されておりますけれども、2024年問題を踏まえたのかどうかちょっと確認は取れませんが、令和5年8月に改正されて、今は下限のみということで多分上限を定めずにとということしておりますけれども、我々は、結果的には下限に近い金額で積算しておりますので、過大な金額で積算しているような考えはございません。

そして、単価の根拠がいつの4月かというお話でしたけれども、我々、令和6年度の予算を作る時は令和5年度ですので、令和5年度の秋口に参考の見積り等を取りまして、令和6年度の予算として積算した単価が1日6万5,120円でした。結果として、その金額の単価をベースに令和6年度の予算を計上しましたが、最初に御答弁申し上げたとおり、バスの運転手不足が見込まれて、当初予算で計上した金額では契約がちょっと難しいということで、予算の31%増の単価で契約を令和6年4月にしたという形で、4月から12月まで同じ単価ですべて契約をしています。

ただ、不足するので12月までということで契約いたしましたので、当然1月から3月の分もバスの契約しなければいけませんので、4月に契約した同じ単価で、期間を変更して3月まで契約をしたいと考えておりまして、1年を通しての単価は4月に契約した単価と同じ金額のままということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） 商工費補助金の交付金の件なのですけれども、地域づくり総合交付金ということで、地域活性化に向けた取組で、より効果的な支援に使う交付金だと思っておりますが、今回の使い方は、町としては助かると思うのですけれども、ちょっともったいないような気がするのですけれども、その辺の考え方を教えてください。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 今、議員のおっしゃったとおり、この交付金要項からいきますと、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組を促進を図るために予算の範囲内で交付金を道で交付するという事業となっております。

道の駅の改修があったことから、四千数百万円の工事費が発生したということがございます。その財源として使えないかということで、道のほうに申請しまして、12月の頭に交付決定されたという流れで、今回補正予算として上げさせていただきまされたけれども、先ほども言いましたけれども、地域の活性化、発展という部分で使っていくというのが本来の使い方といいますか申請の要望の仕方ということはよく理解しておりますけれども、今回こういうことが発生したことによって財源として使わせていただいたということがございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

川村主税議員。

○13番（川村主悦） 先ほど、同僚議員の田村議員が質問した一般20ページの東大沼多目的グラウンド管理費、先ほど3社入札で執行残だというのは分かっていたのですけれども、契約金額を聞き漏らした分があるので、もう一度教えてください。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） それでは、お答えします。

契約金額ですが1,815万円でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第60号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第61号 令和6年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第61号令和6年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第61号令和6年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ185万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,935万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入の国民健康保険税の減額と一般会計繰入金が増額及び財政調整基金繰入金の減額、歳出の決算見込みによる職員手当や国庫支出金等返還金の増額などを計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、決算見込みによる職員手当等169万1,000円の追加。

4項2目収納率向上特別対策事業費は、決算見

込みにより国保公用車の燃料費2万8,000円の追加。

8款諸支出金1項2目その他償還金は、令和5年度の出産育児一時金臨時補助金及び社会保障税番号制度システム整備費等補助金の事業費確定に伴う国庫支出金等返還金14万円の追加。

次に、国保5ページの歳入にお戻りいただきまして、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の減少等による減収見込みにより、医療給付金分、現年課税分から介護納付金分、現年課税分まで、合わせて1,166万2,000円の減額。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、国庫支出金等の確定に伴い、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分976万2,000円の追加。保険基盤安定繰入金、保険者支援分407万円の追加。職員給与費等繰入金169万1,000円の追加。財政安定化支援事業繰入金1,268万4,000円の追加。未就学児均等割保険税繰入金5万3,000円の減額。産前産後保険税繰入金2万4,000円の減額。合わせて2,813万円の追加。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、決算見込みにより1,809万円の減額。

6款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金348万1,000円の追加でございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第61号令和6年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第62号 令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第14 議案第62号令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第62号令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ1,729万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,370万4,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、本年度の後期高齢者医療広域連合納付金において、事務費負担金と保険基盤安定負担金の確定による減額を計上するものでございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明を申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度負担金の確定により、事務費負担金88万円の減額。保険基盤安定負担金1,641万6,000円の減額。合わせて1,729万6,000円の減額です。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきます。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療事務費繰入金88万円の減額。

2目保険基盤安定繰入金1,641万6,000円の減額。合わせて1,729万6,000円の減額でございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第62号令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第63号 令和6年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(木下 敏) 日程第15 議案第63号令和6年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(谷口真樹) それでは、議案第63号令和6年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ30億6,749万3,000円とするものでございます。

今回提案します補正の主な内容としては、歳出は、保険給付費等の事業費並びに認知症支援事務職員の手当に対する増加分、歳入につきましては、歳出の補正に連動した国庫支払基金、同繰入金に対する追加補正でございます。

それでは、初めに、歳出から御説明申し上げます。

介保7ページをお開き願います。

最初に、2款保険給付費2項1目介護予防サービス等諸費は、介護予防福祉用具購入並びに介護予防住宅改修費の執行件数の増加により、負担金、補助及び交付金に447万1,000円を追加。

次に、3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、居宅介護支援事業所

へ委託している介護予防ケアマネジメント件数の増加により、委託料に158万8,000円を追加。

3目包括的支援及び任意事業費は、認知症支援事務職員2名分の手当に不足が見込まれることにより、職員手当に61万円を追加。

次に、7款諸支出金2項1目繰出金は、一般会計における重層的支援体制整備事業の事業費増額に伴い、繰出金に2万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、介保5ページの歳入にお戻り願います。

最初に、3款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金に89万4,000円を追加。

2項1目調整交付金に26万3,000円を追加。

2項2目地域支援事業交付金の1節介護予防事業交付金に39万7,000円、2節包括的支援事業等交付金に23万4,000円をそれぞれ追加。

次に、4款支払基金交付金は、1項1目介護給付費交付金に120万7,000円を追加。

2目地域支援事業支援交付金に42万8,000円を追加。

次に、5款道支出金は、1項1目介護給付費負担金に55万8,000円を追加。

2項1目地域支援事業交付金の1節介護予防事業交付金に19万8,000円、2節包括的支援事業等交付金に11万7,000円をそれぞれ追加。

次に、7款繰入金は、1項1目介護給付費繰入金に55万8,000円を追加。

2目地域支援事業繰入金の1節介護予防事業繰入金に19万8,000円、2節包括的支援事業等繰入金に11万7,000円をそれぞれ追加。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金に152万2,000円を追加するものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第63号令和6年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第64号 令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第16 議案第64号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第64号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、執行見込み等による営業費用並びに営業外費用及び資本的支出の増減と資本的支出の増減に伴う資本的収入に関する補正予算を計上するほか、昨年度に引き続き、継続費による事業として、本町地区老朽管布設替その2工事、大川地区老朽管布設替その2工事の2事業に関して継続費の設定に関する支出の補正とその財源としての企業債の補正、また入札執行に伴う契約確定に伴う債務負担行為、限度額の変更をお願いするものとなっております。

お手元にご置きます議案第1条は、令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的支出の支出総額に対し、第1款水道事業費用の既決予定額に400万円を追加し、総額を4億6,400万円とすることを願います。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出のうち、資本的収入の総額について、第1款資本的収入の既決予定額を2,840万円減額し、総額を4億1,524万8,000円とすることを。また、資本的支出の総額についても、第1款資本的支出の既決予定額を同額である2,840万円減額し、総額を6億37万4,000円とするものでございます。

次の第4条は、予算第4条の2として、冒頭の概要で申し上げました内容に関する2事業について、継続費として総額、事業年度及び年割額を次のページにあります表のとおり設定させていただくものとなっております。

次の第5条は、予算第5条に定めました債務負担行為について、危機管理対策手引書策定委託料については、入札執行に伴う限度額につきまして「1,233万1,000円」から「1,100万円」に変更させていただくことを願います。

次の第6条は、予算第6条に定めました企業債につきまして、事業の中止や事業の見直しによる企業債発行予定のない3事業につきましては廃止を。また、継続費により実施する大川地区老朽管更新事業に必要となる企業債の限度額につきまして変更をお願いするものとなっております。

それでは、収益的支出につきまして御説明申し上げますので、お手元の議案、水道6ページをお開きください。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は466万5,000円の増額で、内訳の19節修繕費は、予算執行見込みにより2細節合計100万円の増額を。23節動力費は、電気料金並びに非常用発電機燃料費で政府補助金の見直し等に伴い、予算の執行見込み等により2細節合計361万円の増額を。24節薬品費は、配水量の増加に伴う予算執行見込みより5万5,000円の増額について、それぞれ願います。

次に、2目配水及び給水費は430万円の増額で、内訳の16節委託料は、給配水業務総合管理委託料から管路情報システム保守委託料、施設整備関係計画策定委託料の予算執行見込みにより6

細節合計391万6,000円の減額を、危機管理対策手引書策定委託料は、後年度実施業務量の増加に伴い114万1,000円の増額で、節合計としまして277万5,000円の減額を。19節修繕費は、配水施設修繕料の予算執行見込みにより707万5,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、4目業務費は290万円の減額で、内訳の14節通信運搬費は、予算執行見込みにより2,000円の増額を。16節委託料は、水道料金システム改修に関する進捗に伴い、今年度の負担が発生しない事業分について161万8,000円の減額を。17節手数料は、予算執行見込みより2細節合計11万2,000円の増加を。30節量水器維持費は、予算執行見込みにより139万6,000円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、水道の7ページをお開きください。

5目総係費は6万5,000円の減額で、内訳の12節光熱費は、予算執行見込みにより2万5,000円の増額を、28節負担金は、予算執行見込みにより3細節合計で9万1,000円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、1款水道事業費用2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費は200万円の減額で、内訳の51節企業債利息は、予算執行見込みにより減額をお願いするものでございます。

ここまでが収益的支出に関する補正の説明になりますが、これに関する収入の補正につきましては、留保資金により対応するため、収入の補正は行う予定はございません。

次に、資本的支出につきまして御説明申し上げます。お手元の資料、水道の9ページをお開きください。

1款資本的支出1項建設改良費1目水道施設費は437万4,000円の減額で、内訳の71節施設改良費12細節防災備蓄用資材倉庫設置工事は、委託先を予定していた建設事業主体より今年度の事業実施が困難であるとの申出に伴い、事業を中止することにより629万円の減額を。35細節大沼地区水質監視装置等設置工事及び37細節東大沼配水池流量計更新工事は、予算執行見込

みにより2細節合計191万6,000円の増額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、2目管路整備費は2,402万6,000円の減額で、内訳の16節委託料の大川地区老朽管布設替実施設計委託料は、予算執行見込みにより31万円の減額を。71節施設改良費は、4細節大川地区老朽管布設替工事、21細節藤城地区送水管耐震化工事、32細節大沼地区老朽管布設替工事の3細節合計818万9,000円の増額を。次に、3細節大中山地区老朽管布設替工事、14細節道道七飯大野線改良工事に伴う水道管移設工事、26細節峠下地区町道道路改良工事に伴う水道管移設工事の3細節合計3,147万5,000円の減額を。76節建設負担金は、事業中止により43万円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の説明となりますので、お手元の資料、水道8ページへお戻りください。

1款資本的収入1項企業債1目上水道事業債は2,450万円の減額で、内訳の1節水道施設債は、防災備蓄用資材倉庫設置事業債620万円の減額を。次に、2節管路整備債は、4細節大川地区老朽管布設替事業債160万円の増額を。14細節道道七飯大野線改良工事に伴う水道管移設事業債及び26細節峠下地区町道改良工事に伴う水道管移設事業債の2細節合計1,990万円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、1款資本的収入2項負担金等1目工事施工収入は390万円の減額で、内訳の1節工事補償金の13細節道道大野大中山線改良工事に伴う水道管移設補償金は、予算執行見込みにより44万3,000円の増額を。14細節道道七飯大野線改良工事に伴う水道管移設補償金、15細節七飯地区町道改良工事に伴う水道管移設補償金は事業の中止により、26細節峠下地区町道改良工事に伴う水道管移設補償金は道路改良工事の見直しに伴い、3細節合計で395万3,000円の減額を。次に、2節工事負担金は、事業中止により39万円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

提案説明は、以上でございます。御説明申し上げ

げました内容につきましてよろしく御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第64号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第65号 令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第17 議案第65号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第65号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、執行見込み等により営業費用や資本的支出の増減、これらに伴う資本的収入に関する補正予算を計上するほか、その財源としての企業債の補正をお願いするものとなっております。

お手元にご置きます議案第1条は、令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的支出の支出総額につきまして、第1款下水道事業費用の既決予定額を400万円増額し、総額を7億9,800万8,000円とすることを願います。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出につきまして、本文括弧書き中を議案に記載の内容に改め、資本的収入の収入総額につきまして、第1款資本的収入の既決予定額を30万円増額し、総額を1億7,668万3,000円とすることを。また、資本的支出の支出総額につきましても、1款資本的支出の既決予定額を100万円増額し、総額を3億3,391万9,000円とすることを願います。

次のページに移りまして、第4条は、予算第6条に定めました企業債につきまして、事業の見直しにより企業債の廃止、追加を。また、北海道が実施する流域下水道事業の事業費増加に伴い、企業債の限度額等につきまして、それぞれ変更することを願います。

それでは、収益的収入の支出から御説明申し上げます。お手元の下水6ページをお開きください。

1款下水道事業費用1項営業費用3目流域下水道管理費は508万8,000円の増額で、内訳の28節負担金は、函館湾浄化センターの汚水処理等に要する経費の増額に伴う函館湾流域下水道事務組合負担金の増額をお願いするものでございます。

次に、4目業務費は69万9,000円の減額で、内訳の16節委託料は、水道料金システム改修の進捗に伴い、本年度の負担が発生しない事業分について80万円の減額を。17節手数料は予算執行見込みにより2細節合計10万円の増額を。18節使用料及び賃借料は、下水道使用料システムハードウェア使用料の予算執行見込みにより1,000円の増額を、それぞれ願います。

次に、5目総係費は38万9,000円の減額で、内訳の7節旅費は予算執行見込み等より5万9,000円の減額を。16節委託料は予算執行見込みにより30万円の減額を、それぞれ願います。

なお、収益的支出に関する収入の補正額につきましては、留保資金で対応するため、収入の補正は行いません。

次に、資本的収入及び支出の支出の説明となり

ます。お手元の議案、下水8ページをお開きください。

1款資本的支出1項建設改良費2目管渠整備費は145万9,000円の減額で、内訳の16節委託料は、13細節污水管渠支障物件移設委託の予算執行見込みにより44万円の減額を。14細節下水道事業広域化概略設計等の委託料は、特環の広域化に伴う管渠流量について鉄道管理者との協議に必要となる測量等の業務費追加分6万1,000円の増額を。次に、71節施設改良費は、污水枿等新設工事の予算執行見込みにより108万円の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、3目流域下水道事業費は、北海道が実施する事業費の増加に伴い建設負担金266万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次の4目資産取得費は、内訳の74節有形固定資産取得費は、予算執行見込みにより20万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の説明となります。お手元の下水7ページをお開きください。

1款資本的収入1項企業債1目下水道事業債は140万円の増額で、内訳の3節流域下水道事業債は、前段で御説明申し上げました流域下水道事業費の財源として140万円の増額をお願いするものでございます。

次に、1款資本的収入4項負担金等2目工事施工収入は、11細節町道改良工事及び12細節道道改良工事は、予算執行見込み等により合計で110万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容につきましてよろしく御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

提案説明は、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第65号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18

発議案第12号 七飯町議会の個人情報 の保護に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第18 発議案第12号七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番（中川友規） それでは、説明させていただきます。

発議案第12号七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和6年12月9日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議會議員、中川友規。

賛成者、七飯町議會議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、川村主税議員、稲垣明美議員。

七飯町議会定例会発議案関係資料の概要の資料1を基に説明させていただきます。

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を変更する条例の概要。

1、改正理由。

令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。

以下「法」という。)が改正されます。

上記法改正に対応するため、七飯町議会の個人情報保護に関する条例(令和5年条例第13号)の第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める改正を行うほか関係条文の整備が必要であることから、一部改正を行うものであります。

2、改正内容。

法第2条第8項以降が1項ずつ繰り下がることに伴い、法引用条項を改めるほか、所要の整備を行います。

3、施行期日。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第12号七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19

発議案第13号 特別委員会設置に関する決議

○議長(木下 敏) 日程第19 発議案第13号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番(中川友規) 特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。

七飯町社会教育施設整備(体育館・図書館・プール)・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会(98条付与)。

2、設置の目的。

七飯町社会教育施設整備(体育館・図書館・プール)及び大中山中学校整備等について、各種計画等との整合性を含めた調査を行うため。

3、構成人員。

議長を除く13名。

4、権限。

設置の目的に掲げる調査を行うに当たり、地方自治法第98条第1項の権限を付与する。

5、活動期間。

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

発議案第13号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月9日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、上野武彦議員、澤出明宏議員、稲垣明美議員、川村主税議員、佐々木陵二議員。

説明については、先ほど述べたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま

す。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 社会教育施設整備（体育館・図書館・プール）、このことについては異議はありませんが、大中山中学校整備という項目が入っているのですが、これはどういう趣旨で入っているのかの説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） ただいま、大中山中学校の関係で、どういう趣旨でということでありますけれども、大中山中学校の整備はこれからということで、町のほうでは長寿命化ということでお話がありますけれども。

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課で、学校施設の長寿命化計画策定をまとめている資料の中の令和5年に策定されている資料で、教育部局だけではなくて、町長部局だとか地域の声だとか防災だとか、いろいろな面での取組を踏まえて幅広く意見を聞いた中で、改めて長寿命化計画の見直しというものが新たに必要だという見解が出されているということです。

それが、本来であれば、七飯町中学校等にも同様に対応できればよかったのかもしれませんがけれども、七飯町中学校に関しては、令和5年の時点で長寿命化の基本設計、実施設計がもう進められ動いているということで、その後これが出てきているということです。

国では、防災の観点も含めた施設整備に関しては、そういうものもしっかり踏まえて進めてくださいというような資料が作成されておりますので、そういうことを踏まえて、今回の特別委員会には、大中山中学校に関しては、まだ事業が進んでいないという状況だと思いますので、その前に反映できるように大中山中学校の整備も含めて調査をしたいということで出しております。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 御説明はよく分かりました。

町民サイドからすると、七飯中学校は長寿命化を着工し、大中山中学校は、いつどうなるか、これから決まるのでしょうか、長寿命化をやめるという結果になるのかどうかは、これからの

話になると思うのですが、見直すことによって、例えばエアコンの整備だとか、給湯関係がかなり危ないという説明を何度も受けていますので、そういうことに支障がないように進めていただければ一番いいのですが、その辺のことはこれから先の話になると思うのですが、取りあえず、長寿命化を含めて検討するという事で解釈してよろしいですか。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 長寿命化含めてというのは、もちろん含めた中で調査ということで考えております。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第13号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与することに決定いたしました。

ただいま設置されました七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員は、七飯町議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員は、議長を除く全員の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査

特別委員には、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

青山金助議員から本日の会議を早退する届出がありました。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会より、委員長に川上弘一議員、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。

○5番（川上弘一） ただいま、特別委員会委員の皆様からの推薦をいただきまして、委員長に就任いたしました川上でございます。副委員長には田村議員が当たっております。

大変責任を重く感じているところではございますけれども、皆様方の御協力を得ながら委員会をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 委員長就任の挨拶を終わります。

日程第20

請願第1号 七飯町体育館整備基本計画の取り下げを求める請願書

○議長（木下 敏） 日程第20 請願第1号七飯町体育館整備基本計画の取り下げを求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 町民の団体の方から請願が出まして、紹介議員として読み上げますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

請願第1号七飯町体育館整備基本計画の取り下げを求める請願書。

請願趣旨。

私たちの会は、今年3月、図書館建設先送りの動きを受けて、「このままあきらめることはできない」との思いで結成されました。現在会員は350名に達しようとしています。

先送りの理由となった事業を盛り込んだ予算案に反対し、議員要請、議会傍聴を行いました。予算案は一旦予算審査特別委員会で否決となったものの本会議では承認され図書館建設先送りは決定いたしました。その後の町長との交渉の中では体育館との複合施設を求めましたが、これも受け入れられず、現図書室からの移転との方針が示されました。

会としては移転にあたって、移転先を図書館として開設してほしいことや司書の配置、図書費の大幅な増額などを求めました。また図書館整備の基本コンセプト、町民に愛され、親しまれ、憩いとふれあいに満ちた生涯学習の拠点となる七飯町の図書館はどうあるべきか。元市立小樽図書館長を講師に招き講習会を開催し100名を超える参加者で学習を深めてきました。

移転先は文化センターとなり、そのレイアウトについては会にも相談があり意見を述べ、受け入れられました。司書の配置、図書費についても前進しつつあります。

しかしながら、今回の七飯町体育館整備基本計画案は広さ、金額とも膨大なものであり、移転図書室との落差に驚くとともに、この計画がこのまま強行されるならば図書館建設は三度先送りにされるのではとの懸念が消えません。また、町民の憩いの場である見晴公園に巨大な建物が建設されることは違和感があります。計画案に対するパブリックコメントの中には、体育館についてのパブリックコメントであるにもかかわらず、図書館やプールに対する要望も数多くあり、図書館・プールの先送りに対して多くの町民が納得していないことを示しています。

町は現計画案を一旦取り下げ、社会教育施設整備検討委員会を立ち上げた初心に戻って、図書館、プールを含めた計画を今一度真剣に検討されることを要望いたします。

請願項目。

1、七飯町体育館整備基本計画を取り下げ、図書館・プールを含めた検討をすること。

以上、地方自治法124条の規定により、請願いたします。

令和6年12月2日。

七飯町議会議長、木下敏殿。

請願者、七飯町に図書館建設を求める会、代表、塩田龍男。

紹介議員、七飯町議会議員、上野武彦、平松俊一であります。

よろしく御審議ください。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第1号七飯町体育館整備基本計画の取り下げを求める請願書は、詳細な審査を要するために、会議規則第90条の規定に基づき、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第21

請願第2号 七飯町体育館整備基本計画
の全面撤回と再検討を求める請願書

○議長（木下 敏） 日程第21 請願第2号七飯町体育館整備基本計画の全面撤回と再検討を求

める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 請願第2号七飯町体育館整備基本計画の全面撤回と再検討を求める請願書。

紹介議員ということで、私のほうから提案させていただきます。

請願要旨。

私たち、〈本町美晴公園を守る会〉は、体育館整備基本計画案で本町美晴公園が建替用地とされている事に反対する町民によって、公園の全域保存を目的として今年8月に結成されました。

本町美晴公園は町民の思い出と憩いの場であるだけでなく気候変動で必要性が増す貴重な住宅地の緑地であり、削減する事は町の掲げるSDGsやゼロカーボンとも矛盾し『自然を大切にし、美しい町をつくりましょう』という町民憲章にも反すると考えられることに加え、検討委員会より町の意向が優先された策定プロセス、根拠が示されず図書館とプールが一方的に延期、事前に存在していた公園内体育館配置図の7月公表計画案無記載、日程告知なくパブリックコメント実施とQRコード不備で計画案閲覧不可等が次々と明らかになった事から、私たちは計画案と町の進め方に様々な問題があると考え、町に対し変更を求めてまいりました。

パブリックコメントの結果でも約半数が見晴公園を用地とする事に反対・懸念意見で、多大な設備・予算から財政に対する不安、図書館やプールを要望する意見も多数あり、私たちの200名超の会員だけでなく多くの町民が現計画案に懸念を抱いている事は明白ですが、先の町民説明会ではスポーツセンター単独とした根拠や工事費高騰対策・ランニングコスト等をはじめとした様々な質問にほとんど具体的な回答がなされず、きちんとした説明を求める町民が声を上げるなか時間切れと一方的に閉会するといった対応から、町民に説明責任を果たさず計画案を進めようとする町の姿勢に不信感が増すばかりです。

私たちは現計画案には反対ですが、スポーツセンター建替自体に反対ではありません。道の駅の

浄化槽問題が大きく報道されるなか、11月22日付の道新をはじめ現計画案を取り巻く状況も記事になり、町内外から多くの疑問の目が七飯町の行政に向けられています。これ以上の町のイメージ悪化を防ぐ意味においても、町民から支持されず意見の相違から分断を生みかねない現計画案ではなく、町民が心から賛同できるような計画に改めるべきではないでしょうか。

現計画案を全面撤回し、町民の意見を偏りなく取り入れる体制で検討委員会を改めて設置、策定プロセスの透明性を高め、見晴公園の全域保存を前提としてパブリックコメントで要望の多かった図書館とプールも含め当初の目的に立ち返って再検討することを要望いたします。

請願項目。

1、体育館整備基本計画案の全面撤回、検討委員会を再組織し、見晴公園の全域保存を前提として図書館とプールも含めた再検討を行う事。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。

令和6年12月2日。

七飯町議会議長木下敏殿。

請願者、本町見晴公園を守る会、代表、長谷川大。

紹介議員、七飯町議会議員、上野武彦、七飯町議会議員、平松俊一。

以上です。よろしく御審議をください。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第2号七飯町体育館整備基本計画の全面撤回と再検討を求める請願書は、詳細な審査を要するため、会議規則第90条の規定に基づき、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第22

請願第3号 体育館建設計画は白紙に戻し、見直しを求める請願書

○議長（木下 敏） 日程第22 請願第3号体育館建設計画は白紙に戻し、見直しを求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 団体の請願を紹介議員として読み上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

請願第3号体育館建設計画は白紙に戻し、見直しを求める請願書。

請願趣旨。

新日本婦人の会は、1962年の創立以来、どんな悩みや要求も、みんなの問題として話し合い、手をつなぎ、実現めざし運動している全国組織です。また、2003年には、その活動が評価され国連経済社会理事会の特別協議資格をもつ国際NGOに認証され、女性平和基金を活用した世界の女性との交流・連帯を広げています。七飯町においても、生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために活動をしています。

さて、去る11月15日、18日に「体育館建設にかかる町民説明会」が開催されましたが、出席者は4会場合わせて150名足らずと少なく全町民に丁寧の説明したとは言えない説明会と思います。さらに、初めて目にした町の計画に、様々な町民の疑問や不安にきちんと答えたものではなく、一方的な押し付けと感じました。

町民の声を大事にし、町民とともに安心安全住みやすい七飯町にするために、以下の通り請願します。

請願事項。

1、建設計画を白紙に戻し、規模、場所、建設費等を検討しなすこと。

2、広く町民の理解と納得が得られるように丁寧に説明会を開催し、町民とともに体育館建設に取り組むこと。

3、今後人口減になることを考え、体育館の管理維持費について町民の負担が大きくなるように綿密な計画を提案すること。

以上、地方自治法124条の規定により、お願いいたします。

令和6年12月2日。

七飯町議会議長、木下敏殿。

請願者、新日本婦人の会、七飯支部、支部長、多田真理子。

紹介議員、七飯町議会議員、平松俊一、同じく上野武彦であります。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第3号体育館建設計画は白紙に戻し、見直しを求める請願書は、詳細な審査を要するため、会議規則第90条の規定に基づき、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は、七飯町社会教育施設（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第23

発議案第14号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第23 発議案第14号訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、発議案第14号訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月9日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、江口勝幸、川上弘一、澤出明宏、田村敏郎。

それでは、読み上げて提案をいたします。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書。

訪問介護事業者の倒産が民間調査会社によれば、今年10月までですでに過去最多を更新しました。深刻な経営状況の事業者も少なくないなかで、4月から介護報酬の改定によって訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響が指摘されています。今年6月末時点では、全国97町村で訪問介護事業所がなくなっており、277市町村では1つしかないという現状になっています。このままでは、在宅介護が続けられないなどの「介護難民」がいつそう広がりかねない事態になっています。

そもそも、介護保険が創立された2000年から最低賃金は約1.5倍となりましたが、訪問介護の基本報酬は介護保険創設時よりも引き下げられるなど、全産業平均よりも賃金が低く抑えられてきました。そのため、ホームヘルパーの高齢化と人手不足は危機的状況です。訪問介護員の有効求人倍率は14.14倍（23年度）にもものぼり、平均年齢は54.4歳、60歳以上が37.6%を占めています。

ホームヘルパーが置かれている現状について、2月2日に東京高等裁判所は「賃金支払いの法令遵守や賃金水準の改善と人材確保が長年の政策課題とされながら、課題解消に至っていない事実は認められる」と認定しています。

訪問介護を取り巻く厳しい状況のなかで、政府が基本報酬を引き下げたことは、介護人材の確保

をますます困難にするものです。

よって、政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられるように、訪問介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために、訪問介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議員議長殿、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

以上です。よろしく御審議ください。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第14号訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第24 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、閉会中において緊急を要する場合にあっては、派遣の目的、場所、期間等について、議長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に一任することに決定いたしました。

日程第25

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第25 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和6年第4回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時55分 閉会

